

た。そのうち、税金がいくらか
ね。
は税金がどうな
そうしたら、
裕を譲渡代金が
まり譲渡損が

税金がいくらか
ね。
地価下落状態だったので、や
はり譲渡損が出てしまった。
そこで、確定申告をして、給
料から徴収されていた税金を
還付してもらおうとしたので
す。

選入の原則が破られ
るはずで、この原則が破られ
たら社会の取引は安心してで
きなくなってしまう。と
ころが、税務署が言うには、
原則はその通りだが所得税は
ちよつと違うのだそうです。

そうしたら、税務署がそれ
はできないと言いつ出したので
す。税務署が言うには、あな
たが譲渡したのは去年の2月。
ところがその後の4月に税法
が改正され、その年の不動産
の譲渡損は損益通算できなく
なったというのです。

納得できますか？
税は私たち国民が自分の財
産を提供するわけですから、
月31日までに法律が改正され
ていけば遡及しているわけで
はない、というのです。

読務

うに

判決

いて

あ

まし

か？

売れ

は？

分

か

る

か

つ

買

つ

これつてあり？「あと出し増税」

三木義一／青山学院大学教授

でも釈然としない
るかした。まあ、開
買つ。
下回
動産を売るとし
が気になります
すね、いくらで

生じても、その分は他の所得
と通算できる、となっていた。
つまり、売却して200万円
損しても、その200万円を
自分の給料と相殺（損益通算）
できるので、税金が安くなり、
税金が還付されることになる
のです。

しかし、税金には、不利益
が改正され、その年の不動産
の譲渡損は損益通算できなく
なったというのです。

というのは、所得税は1年
間の所得の合計額に税率を適
用して計算する税金で、1年
間という期間の所得を対象に
しています。あなたの納税義
務が成立するのは1年間の終
了時点、つまり12月31日なの
で、その期間内であれば法律
を改正して、その期間の所得
に課税できるし、そうしてき
ているのだ、というのです。
確かに、所得税は毎年4月
頃改正され、新しい税率で、
1月から3月までの所得込み
で税額が計算され、年末調整

どういふ行為をしたらいくら税金を負担するか、法律で明確に約束しておくことになっていきます。

租税法主義と言われるこの原則の一番大事な点は、納税者の予測可能性です。一生に一度あるかないかのような不動産の譲渡をするときに、そのときの税法を信じてはいけないこととなります。これでは取引をすることができません。

ヨーロッパではその年の始まる前に税法の改正をしているそうです。日本で毎年3月頃税法の改正をしているのは明治時代の慣例に過ぎないようです。日本の政府も翌年度の法制改正を9月頃までに決めて年末までに法律を改正しておけばいいだけの話です。

裁判所は「市民感覚」を

そこで、あなたは税務署の処分を憲法違反だとして争うことを決意しました。他にも被害者がいたようで、その人が争った福岡地裁では違憲の判断がでて、あなたも勝てるかと思つていたら東京地裁では合憲だと言われました。その前年の12月中旬に法制改正大綱がでて、その中に翌年1月から譲渡損の損益通算は認めない、と書いてあるし、日経新聞などには法制改正大綱の全文も掲載されているので、予測は可能であつたといふのです。

確かに、法制改正大綱を調べてみたら、よくわからないところにそつと2行ほどどういふ文章がありましたか、こ

の文章に気づく人はプロ以外にはあり得ません。しかも、大綱というのは政府の原案に過ぎないので、国会でいろいろ修正の余地があるのですから、これを法律と同じように扱つて、予測可能だとされるのはたまりません。

そこで、控訴したのですが一蹴され、福岡の事件も高裁で逆転して合憲とされてしまいました。そこで、あなたは最高裁を信じて上告したのです。

その最高裁判決が今年9月22日にありました。最高裁は期間税の理屈を採用して、年末までに改正されていけば原則として遡及したことはない、法改正により事後的に変更されるのは、「租税負担の軽減を図ることを納税者が期待し得る地位」にすぎない

し、この改正は合理的だったので合憲といふのです。

しかし、期間税であるならば、期間の開始までに法律改正がされていなければならぬ、といふことにどうして裁判官は気づかないのでしょうか。それに税法は一般国民に向けられていふ法律です。一般国民に期間税という理屈が周知徹底されているでしょうか？土地を売るとき税法を調べただけでも立派な市民です。その市民に「後からの改正に従え」といふのは、税制に対する信頼を著しく損なう判断で、手続的正義に反しますよね。

最近の最高裁は税制については市民の目線を配慮し始めてきたのですが、この事件ではどうも期間税という理屈に惑わされてしまったようです。